

# 士会運営について

2025年6月22日 定時社員総会

専務理事 西山剛司

# 日本臨床発達心理士会の目的

- 一人一人の臨床発達心理士会会員が活躍の機会を得て支援が必要な方に的確な支援が出来ることを支援すること。

# そのために

- 士会の社会的な地位や知名度を高めること
- 一人一人の会員が力量を高めることを支援すること

# 士会の社会的な地位や知名度を高めること

- 広報して、社会に広く知っていただくこと
- 官公庁はじめ、さまざまなところに士会の情報をとどけ、支援資源として認知してもらうこと
- 水準の高い支援の実施が、信用や知名度を高めることにも繋がる

# 一人一人の会員の力量を高めることを支援すること

- 様々な研修機会の提供 研修会のみならず、体験、SVなどなどの提供
- 会員自身の自由な活動への支援、自主的な研修、実践交流、実践研究、心理的サポートの提供、等
- 会員同士が助け合うことの支援。士会の性格や役割についての周知

# 士会の本体・主人公は会員

- 上意下達の組織ではない。会員は個人としては自由に活動できる。自由に活動してほしい。
- 会員個人はもちろん、会員個人が複数集まって活動することも自由
- 選出された役員・委員は、選出した母体の意向に沿って活動する必要がある。

# 士会の本体・主人公は会員

- 会員が集まって出来ているのが支部 によって、支部は士会の基礎となる組織
- 支部は、「日本臨床発達心理士会〇〇支部」と名乗って自由に活動できる。ただし、その場合は「任意団体(人格なき社団)」となる。つまり「法的な契約」には制限がある。「意思決定」「意見表明」等は支部内の適切な手続きを経て自由に出来る。

# 「士会」は法人格をもつ

- 自然人と同じように、社団として「意思決定する」「契約をする」「意見表明をする」などができるということ。とくに「法的な契約が出来る」ということが重要。

# 「士会」の意思決定の根拠

- 全ての会員を代表しているということ。会員が選んだ代議員によって選ばれた理事会が行った意思決定。
- 理事会がない社団法人と理事会がある社団法人と理事会がある社団法人の違い → 理事会が会員から委託されているのであって、理事個人ではない。

# 代議員の役割

- 社員(代議員)の大きな役割は、会員のために適切な理事を選ぶこと、そして、不適切な理事は辞めさせること
- 代議員は支部会員の代表。支部総会はふさわしい代議員を選ぶこと。
- 代議員は、支部会員の意見を集約することや、社員総会での決議事項を支部に伝え、支部役員会と連携して、士会全体としての活動を推進する役割

# 執行部

- 施行部を構成する代表理事、理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会が決める(専務・常務は理事長の指名を理事会が承認)。
- 代表理事は本会を代表して意志決定を行う。
- 執行部は、代表理事を補佐して理事会から理事会の間の意思決定の協議を行う。あくまで理事会と代表理事の補助機関

# 理事

- 全員「職務執行理事」となる。つまり、専務・常務理事だけではなく、全ての理事が、会員のために士会の職務を分担して執行する。
- 社員総会から法人の運営を委任されているのは理事会。理事は、自らの活動を2回以上理事会で報告し、その承認を得る。承認が得られない活動は取り消し、原状復帰し、場合によってはそれについての損害賠償を行う。

# 委員会・事務局

- 委員会・事務局は、理事会の下で、全ての会員のために活動する「補助機関」。
- 理事会の方針の範囲で活動する。担当理事の方針に従う。

# 会員個人の自由

- テーマ別研究会やつながりグループは、会員個人の集まりであるので、その会員の自由意志で活動する。
- 会員個人も、個人の集合でも、自由に活動できる。
- 「日本臨床発達心理士会」を代表することは出来ない。
- 「日本臨床発達心理士会の〇〇」あるいは「臨床発達心理士の〇〇」と名乗ることは出来る。

# 課題として

- 会員の活躍を共有したり、意見を表明する場の不十分さ。ブログなどに投稿の他、より多様に、自由に、活動紹介や意見表明等が出来る場を作る。
- 個人や個人のグループが、その研究成果・実践成果等を発表する機会の拡大の検討する。
- 「資格の認定・更新」「更新ポイント」に関することは、機構の役割なので士会がどうこうすることは困難